第32号様式（川俣町税の滞納処分に関する文書の様式を定める規則）

川俣町公告第71号

公 売 公 告 及 び 見 積 価 額 公 告

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたことから、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したことから、同法第99条の規定により公告します。

令和8年11月16日

福島県伊達郡川俣町長

1　公売財産の名称、数量、所在及び見積価額並びに公売保証金

別紙のとおり

2　公売の方法

期日入札

3　公売の日時

入札期間：令和8年12月3日（木）午前10時00分～午前10時30分

開札日：令和8年12月3日（木）午前10時35分

4　公売の場所

川俣町役場農業委員会室（福島県伊達郡川俣町字五百田30番地）

5　売却決定の日時及び場所

令和8年12月10日（木）午前10時00分　川俣町役場町民税務課

6　代金納付期限

令和8年12月10日（木）午後3時00分まで

7　自動車に関する特記事項

(1)　車両状態について

別紙「自動車物件情報について」をご覧ください。

(2)　附属品等

別紙「自動車物件情報について」をご覧ください。

(3)　引渡条件

別紙「自動車物件情報について」をご覧ください。

8　下見会の実施について

下見会を下記のとおり実施しますので、予約期間内に下記予約連絡先に事前予約のうえ、ご参加ください。

〇開催日程

(1) 令和8年11月24日（火）　午後1時30分～午後4時00分

(2) 令和8年11月25日（水）　午前9時00分～午前11時30分

○開催場所

予約された方へ別途お知らせいたします。

○予約期間

各日とも、令和８年 11 月 17 日（火）～令和８年 11 月 20 日（金）

○予約連絡先

川俣町町民税務課収納室　TEL024-566-2111（内線 1307）

※ 車両の試乗はできません。

※ 下見をせずに入札をすることは可能ですが、いかなる理由であっても返金・返品・交換はできませんので、現物を確認いただいた後に入札に参加されることをお勧めします。なお、本会以外に自動車を確認する機会はありません。

9　買受人の資格その他の要件

(1) 滞納者は、公売の目的となった財産を直接であると間接であるを問わず買い受けることができません。

(2) 公売の実施を妨げる行為をした者、または公売について不正な行為をした者は、入札者、最高価申込者、または買受人となることができません。

10　配当を受けることができる権利を有する者の権利の内容の申立について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる特権を有する方は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を申し立ててください。

11　その他

(1)　公売財産の入札をしようとする者(以下「入札者」）という。）は、公売入札期間に入札書を提出する必要があります。

(2)　入札形式による入札の場合、一度行った入札は変更または取消しはできません。

(3)　見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し売却決定を行います。

(4)　見積価額に達した入札がなかった場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。

(5)　入札形式による入札において、最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。また、くじにより最高価申込者を決定した場合に限り、最高価申込者の入札順位に次ぐ高い価額による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、申出た者に限ります。

(6)　公売財産に係る町税等の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
(7)　公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
(8)　買受代金の納付は、現金または口座振込となります。また、口座振込の場合、振込手数料は落札者負担となります。
(9)　買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取消します。
(10)　公売による権利移転に伴う費用（移転登録手数料等）は、買受人の負担となります。
(11)　その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
(12)　入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら保証しません。
(13)　諸事情により公売を中止する場合があります。予めご了承ください。

（事務担当：町民税務課収納室　TEL024-566-2111（内線 1307））